

現場技術業務委託 積算基準書 新旧対照表

現場技術業務委託積算基準【森林土木事業】

新（改定後）	旧（改定前）																								
<p>現場技術業務委託積算基準</p> <p>【森林土木事業】 令和3年2月改定</p>	<p>現場技術業務委託積算基準</p> <p>【森林土木事業】 平成27年5月1日改訂</p>																								
<p>第1章 現場技術業務委託積算基準</p> <p>1. 適用範囲（略）</p> <p>2. 業務委託料</p> <p>(1) 業務委託料の構成（略）</p> <p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>1) 直接原価（略）</p> <p>2) その他原価</p> <p>その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものは除く）からなる。</p> <p>① 間接原価</p> <p>当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務原価のうち直接原価以外のものとする。</p> <p>3) 一般管理費等</p> <p>業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。</p> <p>① 一般管理費</p> <p>一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等とする。</p> <p>② 付加利益</p> <p>付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等とする。</p> <p>4) 消費税等相当額</p> <p>消費税等相当額は、消費税及び地方消費税とする。</p> <p>3. 業務委託料の積算</p> <p>(1) 業務委託料の積算方式（略）</p> <p>(2) 各構成費目の算定</p> <p>1) 直接人件費は、下記による。</p> <p>① 現場技術員は、委託期間を月数単位（小数第1位止め、第2位四捨五入）で表示し、月額単価で積算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>技術者の区分</th> <th>職階</th> <th>基準日</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>技師（A）</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">別 途</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">業務打ち合わせとして計上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現場技術員</td> <td>技師（B）</td> </tr> <tr> <td>技師（C）</td> </tr> <tr> <td>技術員</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）管理技術者及び現場技術員の資格は別途定め特記仕様書に記載するものとする。 現場技術員の月額単価＝基準日額×18、0日/月＋超過業務標準時間相当額 超過業務時間あたり単価は次式による。</p> $\text{超過業務時間あたり単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times \alpha \times \beta$ <p>ただし、$\alpha = (125/100)$ $\beta = \text{割増対象賃金比}$</p> <p>2) 直接経費は、2（2）の1）の②の各項目について、次により実費を積算する。 ただし、事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等、業務用事務室損料、備品費等、電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ その他</p> <p>①～⑤のほか、次のa、bの費用が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用については、その他原価として計上する。</p> <p>a. 電子成果品作成費 b. 情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び利用料）</p> <p>(3) その他原価</p> <p>その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) × $\alpha / (1 - \alpha)$ ただし、αは原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。</p> <p>(4) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × $\beta / (1 - \beta)$ ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p>	技術者の区分	職階	基準日	摘要	管理技術者	技師（A）	別 途	業務打ち合わせとして計上	現場技術員	技師（B）	技師（C）	技術員	<p>第1章 現場技術業務委託積算基準</p> <p>1. 適用範囲（略）</p> <p>2. 業務委託料</p> <p>(1) 業務委託料の構成（略）</p> <p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>1) 直接原価（略）</p> <p>2) その他原価</p> <p>その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものは除く）からなる。</p> <p>① 間接原価</p> <p>当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の原価のうち直接原価以外のものとする。</p> <p>3) 一般管理費等</p> <p>業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。</p> <p>① 一般管理費</p> <p>一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>② 付加利益</p> <p>付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>4) 消費税等相当額</p> <p>消費税等相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>3. 業務委託料の積算</p> <p>(1) 業務委託料の積算方式（略）</p> <p>(2) 各構成費目の算定</p> <p>1) 直接人件費は、下記による。</p> <p>① 現場技術員は、委託期間を月数単位（小数第1位止め、第2位四捨五入）で表示し、月額単価で積算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>技術者の区分</th> <th>職階</th> <th>基準日</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>技師（A）</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">別 途</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">業務打ち合わせとして計上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現場技術員</td> <td>技師（B）</td> </tr> <tr> <td>技師（C）</td> </tr> <tr> <td>技術員</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）管理技術者及び現場技術員の資格は別途定め特記仕様書に記載するものとする。 現場技術員の月額単価＝基準日額×19、5日/月＋超過業務標準時間相当額 超過業務時間あたり単価は次式による。</p> $\text{超過業務時間あたり単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times \alpha \times \beta$ <p>ただし、$\alpha = (125/100)$ $\beta = \text{割増対象賃金比}$</p> <p>2) 直接経費は、2（2）の1）の②の各項目について、次により実費を積算する。 ただし、事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等、業務用事務室損料、備品費等、電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ その他</p> <p>①～⑤のほか、電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用については、その他原価として計上する。</p> <p>(3) その他原価</p> <p>その他原価は、次式により算定した額とする。 (その他原価) = (直接人件費) × $\alpha / (1 - \alpha)$ ただし、αは原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。</p> <p>(4) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、次式により算定した額とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × $\beta / (1 - \beta)$ ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p>	技術者の区分	職階	基準日	摘要	管理技術者	技師（A）	別 途	業務打ち合わせとして計上	現場技術員	技師（B）	技師（C）	技術員
技術者の区分	職階	基準日	摘要																						
管理技術者	技師（A）	別 途	業務打ち合わせとして計上																						
現場技術員	技師（B）																								
	技師（C）																								
	技術員																								
技術者の区分	職階	基準日	摘要																						
管理技術者	技師（A）	別 途	業務打ち合わせとして計上																						
現場技術員	技師（B）																								
	技師（C）																								
	技術員																								

現場技術業務委託 積算基準書 新旧対照表

現場技術業務委託積算基準【森林土木事業】

新（改定後）	旧（改定前）
<p>(5) 消費税相当額 消費税相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額とする。</p> <p>(6) 変更の取扱い（略）</p> <p>第2章 現場技術業務（監督補助）積算基準運用（案）</p> <p>1. 業務委託料の積算</p> <p>(1) 業務処理に従事する職階（略）</p> <p>(2) 業務打合せ 業務打合せは、管理技術者を各業務場所毎（事務所各課・出張所毎等）に以下の回数とそれに要する人件費を計上する。 業務打合せ＝0.6人/回（リモートで行う場合0.25人/回）、1ヶ月に1回の打合せを標準とする。 ただし、業務着手時・完了時を含むものとする。</p> <p>(3) 旅費交通費（略）</p> <p>(4) 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等（略）</p> <p>(5) 業務用事務室損料、備品費等（略）</p> <p>(6) 電算機使用経費（略）</p>	<p>(5) 消費税相当額 消費税相当額は、業務価格に消費税を乗じて得た額とする。</p> <p>(6) 変更の取扱い（略）</p> <p>第2章 現場技術業務（監督補助）積算基準運用（案）</p> <p>1. 業務委託料の積算</p> <p>(1) 業務処理に従事する職階（略）</p> <p>(2) 業務打合せ 業務打合せは、管理技術者を各業務場所毎（事務所各課・出張所毎等）に以下の回数とそれに要する人件費を計上する。 業務打合せ＝0.5人/回、1ヶ月に2回の打合せを標準とする。 ただし、業務着手時・完了時を含むものとする。</p> <p>(3) 旅費交通費（略）</p> <p>(4) 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等（略）</p> <p>(5) 業務用事務室損料、備品費等（略）</p> <p>(6) 電算機使用経費（略）</p>